

■ 国際認証に耐えるカリキュラム改訂に向けて

1990年代後半から2000年代にかけて、大きく様変わりしてきた日本の医学教育ですが、現在、大きな改革の波がやってきています。それは、米国以外の医学部卒業生の米国での研修を管理する組織であるECFMGが、2023年以降、LCME（米国医学教育連絡協議会）ないしWFME（世界医学教育連盟）の認証を受けた医学校の卒業生でなければ、USMLE（米国医師国家試験）の受験資格を与えない方針を発表したことに端を発し、日本の医学部教育を国際的な基準に照らして十分な質を担保できるものとして整えようとする動きが急速に高まったことです。

国際的に見た場合、日本の医学部教育は、優れた質を有しながらもいくつかの欠点を持っています。大枠としては、大学卒業時のゴールを明示し、そこに到達し得ているのかをきちんと評価する作業が不十分であることが挙げられます。教育の内容としては、臨床実習の期間が短いことが指摘されています。大卒後の4年制メディカルスクールの米国では80週以上、高卒後の5年制教育である英国でもその1/3以上が実習に充てられていますが、日本は6年制教育のなかで、全国平均で42週しか実習実施していないからです。実習の方法も、見学が主体で、診療チームの一員として参加しながら実習するクリニカル・クラークシップを行っている施設は限られています。

これらの観点から、日本版の認証基準の策定、認証組織の設置が急ピッチで進んでおり、各大学もカリキュラム改訂に取り組み始めています。さしあたっての課題は、72週を目途とした臨床実習の実施にあります。本学では、開学以来、クリニカル・クラークシップを採用した、52週の臨床実習を行ってきましたが、十分な期間・質の確保を目指すともに、短縮される座学の方法・内容の見直しを行っています。（小田康友）

■ 平成25年度佐賀大学医学部入学者選抜試験について

去る7月5日、「平成25年度佐賀大学入学者選抜要項」により、医学科推薦入試の募集人員が増員され、「佐賀県枠」及び「一般枠」が設定されるなどの入学試験の要項が発表されました。

これまでの医学科推薦入試「地域枠」は、佐賀県内の高等学校卒業見込み者が対象でしたが、新設された「佐賀県枠」は、佐賀県内の医療活動に貢献したいという強い意志を持ち、大学卒業後に県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修（2年）を受けることを確約できる者であれば、佐賀県内高等学校卒業見込み者と既卒者（卒後1年以内）、県内の小学校若しくは中学校の卒業生であれば県外高等学校卒業見込み者と既卒者（卒後1年以内）まで出願要件の対象を広げ、高等学校からの推薦人員の制限もなくなりました。募集人員も16人以内から23人に増員され、「一般枠」20人とあわせた推薦入試全体の募集人員は、43人に増員となります。

この改正により、平成20年度入試から設定された『佐賀県推薦入学特別入試』と併せて、将来、佐賀県内において医療活動に従事し地域医療に貢献する医療人を育成する体制が強化されることとなります。

また、選抜方法でも、旧佐賀医科大学創立時から続いていた「総合問題」が、一般入試前期日程（医学科）においては学科試験に、医学科推薦入試においては「小論文」に変更され、医学科推薦入試に新たに「大学入試センター試験」が課せられるなど、変更されています。

このように本学部では、アドミッションポリシーに基づき、病める人の身になって医療を実践できる良き医療人（医師・看護職者など）を育成するために、入試方法の改善を行い、多様な入学試験を実施し、地域医療の向上に努めています。

*「平成25年度入学試験」に関する詳細は、「[佐賀大学入試案内](#)」HPをご覧ください。

（学生サービス課）

■ 鍋島キャンパスにおける飲酒について

佐賀大学では、従前より飲酒に関わる事故から学生の皆さんを守るため、その防止を重要な課題として取り組んでおりますが、依然としてその事案が起っております。医学部においても、飲酒に関わる苦情や問題が後を絶ちません。

この度、医学部における飲酒問題への取り組みの一つとして、**鍋島キャンパス内における学生の皆さんの飲酒については原則として禁止することとなりました。**

なお、学外における飲酒についても、学生相互に共通意識を持ち、過度の飲酒や体調管理に十分注意してください。サークルで主催する飲み会については、全学の制度として「行事届（コンパ用）」を事前に届け出ることになっておりますので、厳守してください。

また、未成年者の飲酒、飲酒運転、深夜の騒音など法令等に反する行為は、絶対に行わないでください。懲戒処分の対象となります。

飲酒の直接的強要は行っていないなくても、上下関係や盛り上がりによる雰囲気的強要、イッキ飲みや飲み比べ、酔いつぶれや嘔吐、酔ったうでの迷惑行為、飲めない人へのからかいや侮辱などは、アルコール・ハラスメントです。認識してください。

大学生として、また将来医療職に携わる医学部生として、飲酒・飲み会のあり方について今一度、考えてください。

*[ASK（アルコール薬物問題全国市民団体）のHP](#)です。

一度は訪れて、是非、閲覧してください

（学生サービス課）

教育広報部会

小田康友、市場正良、吉田和代、江村正、
幸松美智子、本間治

ご意見をお待ちしています(oday@cc.saga-u.ac.jp)

